

PwC Legal Insight (No.04 /2020)

個人情報保護法(PDPA)規定の 2021 年 6 月 1 日への施行延期と延期期間中のセキュリティ対策基準の実施

Issued Date: 3 Aug 2020

個人情報保護法(“PDPA”)に基づく個人情報のセキュリティ対策基準に関する通知が公布されました。

個人情報保護法BE2562(2019) (以下、PDPA)の施行が延期され、PDPAに基づく個人情報のセキュリティ対策基準に関する通知がタイ政府官報に掲載されたことをお知らせします。

1) PDPAの施行延期

2020年5月21日、PDPAの一部条項の発効日を2020年5月27日から2021年6月1日に延期する勅令が公布され、タイ政府官報に掲載されました。本勅令では、個人情報管理者(データ・コントローラー)である組織および事業者に対し条項の一部を免除し、PDPA準拠のための準備期間を2021年5月31日まで延長することを認めました。

延期の理由

タイの公共および民間セクターのデータ・コントローラーの多くが、詳細で複雑かつ高度な技術要件を必要とするPDPAの規則や手順および条件を遵守する準備が整っていないため。

PDPA条項の適用除外

本勅令はデータ・コントローラーに対し、以下の規定を一時的に免除しています。

1. 第2章－個人情報保護(19条－29条)
同意を必要としない場合を除き、同意を得ずに個人情報を収集、使用、または開示する際の制限について規定しています。また、個人情報が収取される前または収集されるときにデータ主体に通知するデータ・コントローラーの義務および個人情報を国外に送信または転送する際の基準も含まれます。
2. 第3章－データ主体の権利(30条－42条)
データにアクセスする権利、データを持ち出す権利およびデータ使用を拒否する権利、消去する権利、取扱いを制限または、訂正をする権利を含む、データ主体の権利について規定しています。
3. 第5章－苦情(71条－76条)
データ主体がデータ・コントローラーまたはデータ・プロセッサーに対して、苦情を申し立てる事を認めています。

4. 第6章一罰則(77条ー90条)
PDPAを遵守しなかった場合の罰則を規定しています。
5. (95条)ー既得権
データ・コントローラーは、PDPA施行前に収集された個人情報について、本来収集された目的のため

にのみ使用することを認めています。収集および使用ではなく、その個人情報を開示、その他の処理を行う事を禁止しています

データ・コントローラーの認定

勅令では、PDPAの適用除外となるデータ・コントローラーを以下のとおり定めている。

1. 組織

- 政府機関
- 外国政府機関や国際機関
- 財団、協会、宗教団体、非営利団体

2. 事業

- 農業
- 産業
- 商業
- 医学と公衆衛生
- エネルギー、水、廃棄物処理およびその他関連事業
- 建設
- 修理保守
- 輸送、物流、倉庫
- 観光
- 通信、電気通信、コンピュータ、その他のデジタル業務
- 金融、銀行、保険
- 不動産
- 専門家業務
- 管理、支援業務
- 科学技術、学術、社会福祉、芸術
- 教育
- 娯楽、レクリエーション活動
- 警備員
- 家庭、上記に区分されない活動を行う地域組織

データ保護委員会は、組織または事業者が勅令に掲載されているかどうかについて疑義がある場合、その組織又は事業者毎に検証を行うことができます。本勅令に基づく適用除外事業のリストを検討する際は、タイにおけるあらゆる種類の事業が対象となることが想定されます。

セキュリティ対策基準

データ・コントローラーはほとんどの義務を適用除外されているが、PDPAの実施が延期されている間に、個人情報のセキュリティ基準を維持するためのセキュリティ対策を整え、実施しなければなりません。これらはデジタル経済社会省(MDES)が定める基準に準拠する必要があります。

データ・プロセッサーの免除は規定なし

勅令では、データ・コントローラーのみ免除され、データ・プロセッサーに対する適用除外は規定されていません。

データ・プロセッサーは、PDPAにおいてデータ・コントローラーからの指示や、データ・コントローラーに代わって個人情報を収集、使用および開示する者として定義されます。それらの指示や命令に反して、個人情報を収集、使用および開示するデータ・プロセッサーは、当該収集、使用および開示行為の行為をするデータ・コントローラーとみなされます。

2) PDPAにおける個人情報のセキュリティ対策基準に関する告知

2020年7月17日、デジタル経済社会省(MDES)は、タイ政府官報に個人情報のセキュリティ対策基準を規定するデジタル経済社会省告示B.E.2563(以下、“告示”)を制定し、公表しました。本告示ではデータ・コントローラーは個人情報へのアクセスまたは使用を管理するため、(a) 管理上(b) 技術上 (c) 物理上 の3つの保護措置を対象とする個人情報セキュリティ対策基準を策定し実施しなければならない事を規定しています。

個人情報のセキュリティ対策とは、個人情報の紛失、不正アクセス、利用、改ざん、修正、開示を防止するために個人情報の機密性および完全性、有効性を維持することを指します。

セキュリティ対策は、少なくとも以下の側面から構成されなければなりません。

1. 個人情報、および個人情報を収集したり処理したりする際に使用する機器へのアクセスを、利用方法やセキュリティを考慮して制限する。
2. 個人情報へのアクセスに対する承認や権利を規定する。
3. 個人情報の使用権限を、許可されたユーザーのみに制限することによって管理する。
4. 個人情報の開示、記録またはコピー、または、個人情報の収集または処理に使用される機器の盗難など、個人情報への不正アクセスから保護するため、使用者の責任を規定する。
5. 個人情報の収集、使用または開示の方法に従って、個人情報への過去のアクセス、変更、消去又は移動を調査する手段を提供する。

データ・コントローラーは、これらのセキュリティ対策を職員および従業員、その他の関係者に周知し、個人情報保護がなぜ重要であるかの認識を高める必要があります。また、これらの保安措置を厳守するよう職員に求めなければなりません。

データ・コントローラーは、告示で定められた基準よりも緩い基準を採用しない限り、その他標準的なセキュリティ措置を講じる事もできます。デジタル経済社会省(MDES)は、告示に関して発生するあらゆる論争を判断し、決定する裁量権を有します。

PDPA順守への行動

事業者は、PDPAの遵守を怠ってはなりません。規定に違反した場合には罰則が課せられます。PDPAの実施が延期されている間に、現在の状態を自己評価し、PDPAを遵守するための業務体制および従業員の態勢を準備するための措置を考えるべきです。十分な対策ができているかどうか、不確実性がある場合には、法律の専門家に相談し、PDPAへの完全な遵守を確保し、リスクを軽減し、違反の摘発に備える事を推奨します。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Korapat Sukhummek

Sukontharat Nobnom

Thanakorn Busarasopitkul

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志

(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)

atsushi.uzozumi@pwc.com

武部 純

(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)

jun.takebe@pwc.com

名賀石 樹

(0 2844 1366/Mobile:09 22490014)

tatsuki.nakaishi@pwc.com

松下駿太郎

(0 2844 1466/Mobile:09 82821372)

matsushita.shuntaro@pwc.com

森岡 青紀

(0 2844 2102/Mobile:06 26032435)

aoki.morioka@pwc.com

木村 洋平

(Mobile: 065 5044572)

yohei.a.kimura@pwc.com

小島 大佑

(0 2844 1269/Mobile:08 45554601)

daisuke.k.kojima@pwc.com

川又 麻美

(0 2844 1321)

asami.kawamata@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号: (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい

© 2020 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 276,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com.